

ヴェトナム紅河デルタ・ニンビン省瑰池社の開拓史

——國家と地方官、民との交渉再考——

八 尾 隆 生

はじめに

一 民による開拓の手續き

二 洪徳堤に關して

三 瑰池社の開拓

三—一 現地史料に關して

三—二 ゴアン&クアンの敘述

三—三 『寧氏考訂』

三—四 ゴアン&クアンの敘述と『考訂』の相違點と接點

おわりに

はじめに

一五世紀に明の支配から脱して成立したヴェトナム黎朝も、五代聖宗の時代に行政制度が完成し、地方行政制度も高度に畫一化されたものとなった。同時にこの時期は開國後半世紀が過ぎ、土地制度もようやく均田制下に統一された時期でもあった。

櫻井「一九八七：第一章」が詳述した如く、洪徳均田例では、社を土地・人口調査、及び公田土分給の単位としており、田土を班給される丁の年令、身分などによってその持ち分を決め、その持ち分の總數で社内の田土の總面積を割り、各丁はその數値に持ち分を乗じた面積の田を授給されるのが大原則であった。ゆえに、社内の田地面積が増えて丁數や各丁の持ち分に變化がなければ、各人の受け取る田地面積の總量が増加することになる。逆に同じ持ち分を持っていても、違う社に戸籍をもつ者の間に班給田土の總對量に差が生じることもあり得る。田地の少ない社の民には近隣の社の田土を給することもあつたが、それはあくまで例外的なものとされた。そしてそのひずみは秩序回復による人口増加とそれによる土地の稀少化、それに起因する土地争ひの形で顕在化していた。

ために國家はしばしば法令を出して田地擴大を推奨している。前稿「八尾 一九九五・二〇〇二・二〇〇五」において筆者は開拓の主體者によつてそれらの開拓事業を、(一)開國功臣の一族など有力者によるもの、(二)官によるもの、(三)一般農民によるものに範疇分けし、ささやかな分析を行った。實際のところ、一五世紀の田地開拓事業に關する同時代史料は皆無に近い。(三)の民による開拓はそれが最終的には官の公認を得て耕作權その他が確定するといえ、民主導で行われたゆえに史料に残る可能性はさらに少ない。

それでも唯一とも言うべき同時代史料(洪徳期碑文)をもとに、前稿「八尾 一九九五」では現クアンニン省イエンフン(安興)縣ハナム島での新開拓地の扱いを巡る中央、地方行政當局、それに民の三者間の交渉を分析し、同地の個性の強い問題が中央の畫一化志向と對立する現實があつたことを論じた。

もちろん、この事例だけで當時の民主體による田地開拓を論じるには無理がある。そこで本稿では、同時代史料には恵まれないものの、開拓の手續きに關する詳しい史料を比較的豊富に残すニンビン省内の一村落の開拓事業について、ヴェトナム研究者の先行研究を參照しつつ論じてみたいと考える。

一 民による開拓の手續き

公田を均給される均田制度が確立したとはいえ、民の間の生活水準に差がなくなったわけではない。また地方間の格差も大きかった。そこで奨励されたのが民による自主的な田土の開拓である。ただ、無秩序にこうした開拓を認めることは、均田制自體の基盤を揺るがしかねないし、「勢家」と呼ばれる有力者による土地占奪が進行する恐れがあった。そこで政權が出した政策が「占射田」及び「通告田」の制度である。

黎朝前期の土地は國家の直接管理下にある田地と、國家所有であるが村落（社）に管理が委ねられた田地（これが農民への均給制度の對象となった）、それに個人の所有する私田地に分かれていたというのがヴェトナム人史學界の通説となっているが、「通告田」及び「占射田」はこの三つの範疇には含まれない特殊なものと考えられる。

「占射田」とは黎朝後期の土地開拓關係史料に新開拓地の一類型として散見され、その起源は聖宗の洪徳期まで遡るといふ。ただチュオン・ヒウ・クイン *Truong Huu Quynh* [Quynh 1983: 247-56] によれば、聖宗期の國家側の正式文書や正史等には具體的な規定が残されてはいないとされてきた。そこでクインは『大越史記全書』（以下『全書』）十四 憲宗（聖宗の次帝）景統四年（一一五〇）秋七月二十九日～九月の條をあげる。⁽²⁾

各府縣等の官に詔すらく、田土猶お荒する有らば、前に已に通告人に給し、耕種納税せしむること例の如し。若し貧乏の人、前に已に家を擧げて占射し、別府縣の荒閑田土を開墾せば、例として子若しくは孫に傳えて耕種するを得る者、勘官に告げて本縣社に移告するを許す。（以下文意が通らない。次の條文の一部が誤ってつながり、一文となったと考えられる。）⁽³⁾

この詔によると、荒閑田土があった場合、それを「通告」した者に耕作させて納税させること、一家をあげて別府縣の荒閑田土を「占射」開墾した場合、官に報告してそれを子孫に繼續耕作させることを許し、原貫の縣社に通知させること

を各府縣官等に命じている。

次にクインはこの兩種の田土に關し、黎朝後期の法文集『故黎律例』所收の「國朝新增條例六十四條」中の關連條文や阮朝期の范廷琥撰『桑滄偶錄』等の斷片的な記述をあげ、洪徳年間以降、黎朝後期に至っても一般民による「占射」（別の路・州、別の郷邑の少田の人に耕作・居住を許すこと）「通告」（同府縣・同承宣の同様の者が開拓を行い、占射と同様に納税を伴うこと）方式による開拓事業が繼續してきたことを論じる。しかしその申請手續さや新開拓地・開拓者の歸屬先、開拓上限面積等を規定した洪徳期の原條文の存在はヴェトナム史家からは示されてこなかった。

筆者は二〇〇三年一二月にホーチミン市社會科學院圖書館所藏の漢喃史料を調査していたところ、黎朝期の上奏文等を集めた『黎朝名臣章疏奏啓』⁽⁴⁾中に「故黎占射官田事錄編抄」なる文章が收録されていることを發見した。おそらくこれが公開されるのは初めてではあるが、長文なので重要部分のみを引用する。

光順九年七月初四日、敕（敕の誤字と思われる、以下同じ―引用者）す。

一、天下別府縣の人、食を他郷に求め、□（□は空き字一字を示す）・林麓・廣野を體得し、勘じて成田と爲すに係るは、某人の投告するを許す。本府縣官、查比勘寔し、戸部に轉呈し、具本陳奏す。（中略）三年に田を成さば、縣官・社長、親ら勘寔に臨む。半分、本人の永く産業と爲すを許し、従いままに賣買し、子若しくは孫に傳うるを得。半分、本人に與えて耕居し、納税せしむること例の如し。

洪徳十年、例を定む。

一、順化・乂安（以下列擧の地名略）等の道、吳の辰破散の後に因り、十に僅かに一のみ存り。或いは人多くして田少なく、業を立つる所無し。或いは人少くして田多く、耕作盡さず。能く林麓廣野・浮沙海岸・鹹水通流・沮洳��湖・草莽極目の地を體得し、本人、敕（敕）條を奉觀し、已に開墾成田すること有らば、官を差して東西四至を勘度し、本社の社長に付し、占射官田簿に著入し、本人に給與して耕居せしむ。寬郷ならば、土五高・田拾畝。狹郷ならば、

宜しく其の半ばを准すべし。半分、本人に與え、永く産業と爲すを許す。存りし半分、留めて耕居し、納税せしむること例に依る。本月日、萬壽門に晩朝す。司監太監臣吳叔通、敕旨を奉ず。

天下等處贊治承宣使司・各府縣州等に敕諭す。(中略)

今後、某府縣州の狹郷の無少田の人、得て己の田・妻の田と爲すこと二畝以下ならば、自ら體放し、某府縣州庄に荒閑田土有らば、具本して奏聞情願し、家を挈げて彼に往き、居住開墾して業と爲し、以て官役に當るを許す。差官、告人を領將し、指處に就きて、同府縣官と公同して量撥す。寛郷ならば、員人毎に田拾畝・土五高を給す。開耕より二年の外、成熟せば與えて産業と爲し、子若しくは孫に傳え、従いままに賣買するを得。其の半、投じて口分と爲し、徴租すること例の如し。若し狹郷ならば、宜しく給すること、寛郷に視べ半ばを減ずべし。占射の人多ければ、析して立てて新社と爲し、其の衆の推服する所を擇びて、與に本社(5)の社長と爲すを許す。占射の人少ければ、本處社の籍に著入するを許す。戸籍を造りし年に、新處の縣官・社長、舊處の縣官・社長と領回して開陳し訖る。佃民、當に朝廷惠養の意を體し、舊土(6)の著くるは、包占して己の物と爲し、荒蕪を留むるを致すを得ざれ。違う者、流罪を以てこれを罪す。(以下略)

光順九年(一四六八)の記事によると、均田制度が始まる洪徳年間(5)の初め以前から『故黎律例』が述べるような「占射田」の制度があったことがわかる。具體的には、別府縣の人間で他郷に生活の資を求めて荒蕪地を開拓しようとする場合、該當する府縣官に投告し、その實態調査を受け、その結果が戸部に送られ、開拓が許される。三年後に開拓面積の調査が縣官と社長によって行われ、その半分は自己の所有と認められ、賣買や子孫への相續も許される。残りの半分はやはり本人に耕作させ納税させる、というものである。

洪徳一〇年の文章では更に内容が詳しくなる。文章の前半は光順九年のものとほぼ同じ内容で、聖宗期に至っても黎朝成立期の明(Ⅱ吳)との戦いとその後の混亂のため、場所によって人手不足、逆に田地不足がおこっていた。そこで、耕

作地がなかったり足りなかったりする者（無少田人）が一家をあげて劣悪な土地を開拓した場合は、官の實地調査を受け、半分は自己の所有と認められ、賣買や子孫への相續も許され、残りの半分はやはり本人に耕作させ納税させることとするものである。

後半の「敕」では微妙に内容が變っている。狹郷（面積の狭い社）の無少田人（夫婦合わせて二畝（マウ⁷目⁷）以下）が占射を行う場合、開拓地點に官が赴き、その位置を確認し、その社の「占射官田簿」に登録した。新地が寛郷（面積の廣い社）であれば、土（畑地と園池、土宅等）五高（サオ⁸）、田一〇畝の開拓が許された。そして二（三の誤りか）年後、田が完成すればやはりその半分は自己の所有と認められ、賣買や子孫への相續も許され、残りの半分は「口分」田として本人に耕作させ納税させることとした。狹郷であれば、寛郷の半分が耕作權を認められることとなった。⁹ 占射した人間が多い場合には、彼らによる新たな社を設立し、自分たちで社長を選出することも許された。少ない場合には田地のある社に戸籍が移され、移住先の縣官・社長が原貫の縣社に報告すること、（占射をした者は）原貫地にあった田地の耕作權を失うこととなっている。

占射にあたり、無秩序で無制限の開拓を規制し、成田後の事務處理までが詳細に規定されている。民による自主開拓を認めつつも、官が田地に對する干渉を緩めないことを明言したものであろう。本稿で扱う瑰池社もこの占射方式に従って開拓された村落の一つである。

二 洪德堤に關して

舊瑰池社の存在するニンビン省の地形は、北部が紅河西汜濫原、南部が海岸砂丘列地區に分類され、その海岸線は今も陸進を續けている。ここで問題になるのが所謂「洪德堤」の存在である。

グルー Gourou, Pierre の地圖 [Gourou 1936: 38] で知られる堤防線（洪德堤）に關しては、わずかに『大南一統志』寧

表一 洪徳堤関連碑文

拓本番號	N.6275	N.9524	N.9525	N.20161
拓本上の説明文	寧平省安謨縣 蘭溪總耽溪社 内村碑路旁	寧平省安慶府 安謨縣安謨總 安謨社亭後碑 記一面	寧平省安慶府安 謨縣安謨總安謨 社市碑記一面	南定省義興府海 浪總浮沙社野外 上段碑在旁路上
築立責任者	天關府築立	山明縣築立	應天府 [？] 築立	安謨縣築立
築立場所	安謨 [■] 耽溪 等社	安謨縣安謨・ 安延二社	安謨縣安謨・安 細・安延・馬 [○] 古林・ [○] 廣功 等社	大安縣浮沙・昭 勝等社
堤路長	隄 [○] 闊、十二 (以下裂失)	隄路、該八百 五十二高	堤路、該二千五 百七十三高二尺	隄四百九高三尺
擔當官吏	該押、武尉 阮歷	該押、知縣武 [■]	該押武尉史 [■] 阮軍	該押、縣丞裴 [■]
	同 裴仁明		應天 [○] 知府阮 [■] 康	
		記錄吏二名		記錄吏壹名
	軍監參拾四名	軍監六十一名		軍監參拾四名
記年月日	洪徳三年十二 月□日	洪徳三年十二 月□日	洪徳三年十二月 □日	洪徳三年拾貳月 □日

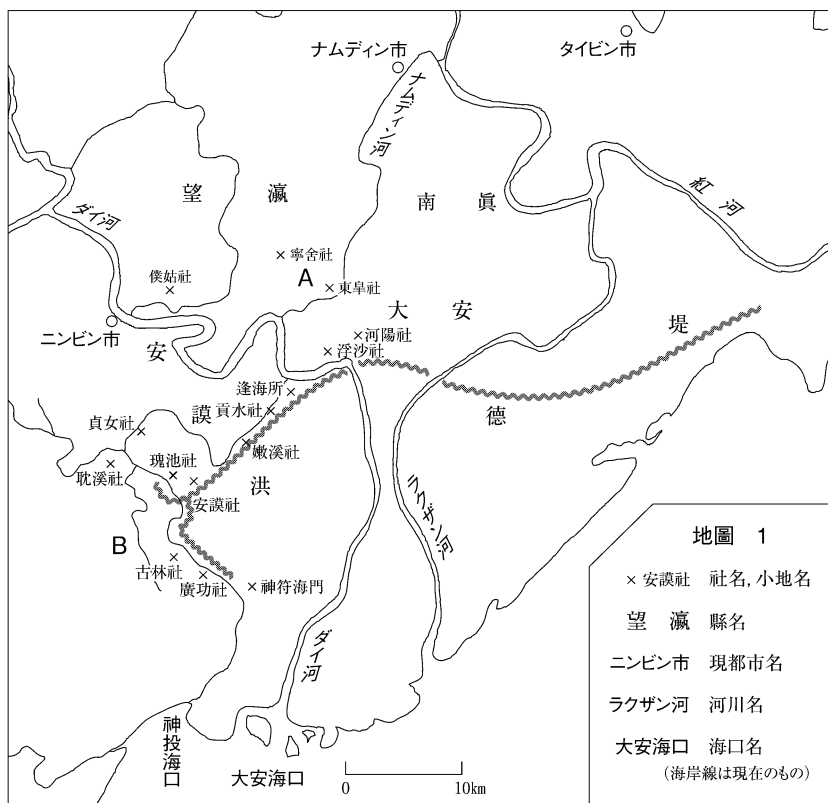
(注)□一字空き、[■]判読困難な文字一字、[○]判読困難だが想定可能な文字。表二も同様

平省 堤偃の項に

鴻徳(＝洪徳―引用者)舊堤、安謨縣に在り。黎洪徳築く。北岸 乾海門に至り、南岸石堤を築く。安謨・瑰池等の社より、安慶縣蓬海江の南岸に至り、以て鹹水を禦ぐ。號して洪徳堤と曰う。今存り。

とある他は、ほとんど史料が存在しないと思われる。しかし同時代史料として、工事に携わった役人の名前と堤防の位置や長さを記した同じ規格の碑文四基の拓本(フランス極東學院による採録)⁽¹⁰⁾がハノイの漢喃研究院に残されている。表一がその一覽である。

いずれも築立場所は數社程度の範圍内、その堤路の長さも最大で二、五七三高(約一五キロメートル)で、それぞれの工事自體はそれほど大きなものではない。しかし工事の主體者は府もしくは縣であり、記年月



A 寧舍社と東阜社を直径とした約 5 km の円状の地域に大安縣古遼社、務柴社、隕上社、眞美社、福隆社が集中する。

B 洪徳堤碑文に出てくる安延社、安細社、馬鞭社が存在する。

日も全く同じであることなどから、それが國家的事業の一環であったことを伺わせる。『全書』十二 洪徳三年秋八月〜九月の條に、

各處承宣承政使司・府縣官等に堤路を培養することを敕旨す。

とあるのが上記の築立開始命令であろう。

ヴェトナム本國の學界でも現地史料の収集や考古學的調査が進み、一五世紀の開村傳承を有する村落がこの堤防線にそって列狀にいくつか存在すること、この堤防が當時の神符海門から安謨縣までは石で、それから東は土盛りで建設されていること、斷續的に東隣のナムディン省海岸地方まで延びていたことを明らかにした(クエン・ハイ・ケ [Nguyễn Hải Kê 1985] やファン・ダイ・ソアン &

ヴ・ヴァン・クアン Vu Van Quan, [Doan & Quan 1997・1999] ⁽¹¹⁾等)。

筆者も前稿「八尾 二〇〇二：一八三」でこの堤防線に沿って官による屯田所（望盈所、逢海所、東海所）が複数存在したことを指摘し、既に小規模な土地開拓が主となっていた洪徳期にあつて、ここだけは例外的に統一的水文思想に基づく大規模工事（櫻井「二九八九」が言うところの「工學的適應」）がなされた可能性を指摘した。

この作堤作業がいかなる契機で始められたのかははっきりしない。『全書』の記事を追っていくと、光順八年（二四六七）に颶風によりデルタ東部から中北部海岸線に至るまで水害を被り、この地方の民には翌年の軍役を免除せざるを得ない事態となった。そのため、監察御史である丁仁甫や韶惟精等が同地へ赴き、瀕海の堤岸を調査してその修理、増築を該承宣使に命じている（『全書』十二 光順八年（二四六七）九月二十日の條及び十二月九日～二十日の條）。さらに洪徳二年（二四七二）には、そのうちの山南承宣（ニンビン省もこれに含まれる）に對して特に以下の様な敕諭が出されている。

山南承宣府縣等の官に敕諭して曰く、「爾輩、任めは方面に隆く、責は親民を任う。朝廷惠養の仁を體するあたわず、乃ち徒らに鞭撻簿書の末と爲す。今爾使司府縣等、宜しく速かに管内の山澤海岸等の地に行き、田と爲すべきは、堤堰溝渠をば、勢い築決すべし。虎狼の害を爲し、豪横敎唆し、風俗澆漓し、生民疾苦すること有るに及びては、凡そ便の當に興すべき、害の當に去るべきは、百日の内、謹みて續けて奏舉すべし。怠慢にして期を過ぐれば、錦衣衛士を差し、體訪して便の猶お興すべき、害の猶お除くべきを得るも、爾の奏及ばざれば、府縣ならば罷職、廣南軍に充つ。承司官ならば降職せしむ」と。（『全書』十二 同年十一月の條）

山南地方の再興・開發に關して、作堤など有益なことは直ちに行い、獸害や豪横の跋扈など有害なことは直ちに取り除くことを期限附きで承宣司やその統屬下の府縣官に嚴命したものである。上述の洪徳堤は直接的にはこうした一連の命令の延長上にあるのであろう。問題はこうした國家主導の作堤作業と、新村開拓がどのような關係にあるのかということである。屯田所は確かに國家機關（直接的には太僕寺―屯田所使の系統）の經營によるものであるが、他の新村、例えばこれか

ら論じる瑰池社はそうではない。

三 瑰池社の開拓

三―一 現地史料に關して

前章で言及したように、洪徳三年（一四七二）に洪徳堤が築かれたとする碑文がニンビンからナムデイン省の一五世紀段階の海岸線近くに點在する。そして筑堤と前後して、民による新村設立が行われた。その新村の一つである瑰池社（開拓當時は瑰潭社、世宗（在位一五七七―九九年）の避諱により黎朝後期に瑰池社となった。現在はイエンミーYên Mỹ社の一部）の開拓は洪徳元年（一四七〇）八月から上述の占射方式に従つて開始されたとされる。

ヴェトナム・ハノイ國家大學では同地で開拓に關わる史料収集を一九八〇年代からはじめ、すでにゾアン＆クアンによる論文 [Doan & Quan 1999] が出されている。筆者は一九九七年と二〇〇五年の二度（一九九七年は私費渡航、二〇〇五年は本稿本文末尾注記の科研補助金による渡航）にわたり、同地で開拓に關わる史料収集を行ったが、彼らの用いた史料とは重複するものが多いものの、最も依據したものが異なる。

ゾアン＆クアン [Doan & Quan 1999] が主として依據したのは『瑰池歴史解音』（以下『解音』、一九一一年奉寫）という村の歴史を綴つたものらしいものと、開拓者の子孫の家に傳わる家譜、それに開拓當時の顛末を刻んだ「瑰池碑記」（以下「碑記」⁽¹²⁾）である。彼らは現地での史料調査の際も、これらの史料の重要部分のみをメモしただけだったらしく、筆者は借覽する機會を得られず、またその後の現地調査でも現物を見つけないことが出来ないものが多くあった。ただ、彼らが用いていない開拓者子孫の寧氏一族に傳わる『寧氏考訂』（以下『考訂』）を代わりに我々科研調査團は入手することができた（二〇〇五年二月二七日）。以下ではその兩方を照らし合わせる形で開拓の實態を考察してみたい。

三二 ゾアン & クアンの敘述

まず最も依據すべき「碑記」の冒頭の部分を掲げる。

碑文題「瑰池碑記 己丑」(二七六九)

本朝平吳開國兵火の後、田畝荒廢す。洪徳の初め敕すらく、「天下無少田人、留荒の漏處に在るにおいて占射し、築居墾開して納稅成田せば、半ばは報いて永業と爲すを聽す」と。吾邑の始祖(01)阮點・(02)范仁老・(03)寧允忠・(04)謝來・(05)武蕩・(06)陳泰・(07)阮壇等、各々別府縣の人にして、本縣安謨社荒田の瑰溪・舉潘等の處に在るを採得するを以て、よりて前後狀を備え、安謨縣衙門に家を挈げて開墾するを乞う。縣官陳■(■は讀めない文字一字を示す)・武仁添・阮祐等、次第勘實し、贊治承宣使司に申詳す。時、長安府山南處に隸す。參政阮汝力・黎廷琰・參議陶正己等、備さに朝において查ぶ。戸部尙書范公毅・鄭公吳・左侍郎黎仁路等、具本奏知し、並びに奉じて請求に依りて許す。よりて各おの田に照らして農作に開耕し、經ること三十年にして、稍稍殷實たりて、始めて社を立てて瑰潭社と號す。後百餘載、中興嘉泰年間、世宗毅皇帝の御諱を避けて、潭を改め池と爲す。瑰池の名、此に始む。又端慶中、美瑰社あり。近世これを美村と謂うは、即ち今の美勝隣、是なり。意うに前朝の戸籍を攢造するより、始て合せて一と爲す。(以下略、景興年間の條例が列舉、裏面には開拓者(占射先祖)の名が列舉されている)⁽¹⁴⁾

この碑文によると、阮點らの開拓手續きは「占射」形式に従ったとされる。ゾアンとクアンによると、占射先祖をもつ子孫の家譜には范氏にしる、寧氏にしる、すべて洪徳元年に占射を開始し、計八九人が参加してそのすべての人物の名前と原貫地等が「碑記」や家譜に残された祭禮の際の「祭文」等に記されているといふ。⁽¹⁵⁾ それらをまとめたのが表二の「Doan & Quan」の部分である「Doan & Quan 1999: 18-20の表」⁽¹⁶⁾。これによればそのうち四〇人が瑰潭社の屬する安謨縣とは別縣で遠方の大安縣、三六人が望瀛縣、九人が南眞縣出身者で、安謨縣出身者はわずか四人しかない。別府縣の

者が開拓を行ったという点では確かに占射規定にほぼ従っていると言えよう。

兩氏はこうした新村設立と前稿「八尾 二〇〇二」で筆者が論じた屯田所制度との関係について言及を行っていない。屯田所の勞働力になり得た貧農がどうしてリスクの高い遠方に出かけるのか。例えば多くの占射人を出した望瀛縣内には望瀛屯田所が存在するのである。しかし縣を離れてまで遠方の新村建設に参加する者が存在する理由については兩氏の分析からある程度のことと推定できる。つまり、官の規制の強い屯田所制度下では民にとって「うまみ」が少ないのである。

洪徳元年に占射の準備がはじまり、地縁や血縁により人が集まり、(01)阮點と(17)范仁老、吳公畧の最高組織者の下で六つの團がそれぞれの團長のもと開拓につとめ、『解音』によれば、四年後の洪徳五年にはすでに村落の體裁が完成するが、各人への田地分配は景統二年(一四九九)によりやく一應の決着をみる。

まず最初の官への田簿提出前(洪徳七年)には九二八畝の田土が存在していた。その内、二四〇畝は最高組織者三人が占め、次に各團の長六人が一畝ずつ占め、残りの六八二畝が八九人全員に分配された(一人あたり約七畝になる、この段階ではまだ納稅義務なし)。しかし田簿提出にあたって官へ報告された額は七二〇畝だけで、残りの二〇八畝は隱匿された。また報告分の七二〇畝もその半分が非課稅の私田とされて開拓者の手にわたり、均田制度の對象となる公田となったのは残りの三六〇畝であった。農民は私田とされた三六〇畝と隱田二〇八畝を、前述の分配方法と同じやりかたで分配した(最初の開拓者と各團の長への特別配分額はそのまま)。その結果、一般占射人一人あたりの私田は三畝強に減少したが、彼らはそれ以外に公田三六〇畝の分給の對象者ともなっている。

以上がゾアン&クアン論文の概要である。

本事業に關しては「碑記」を見る限り、規定通りまず縣官に申請が出され、承司官を通じて中央の戸部が最終處理を行っている。しかし、そもそも田地隱匿の事實が現地史料に記されていること自體、民に近い地方官の中にはそれに氣づいていたか、或いは不正に關與さえした者がいた可能性を示唆している。承司官レベルではそれを見抜けなかったのではあ

46	阮子明		46	阮子明		88	阮子明	貧民	安謨縣	
47	武酸	[南眞縣康衡社]	47	武酸		89	武酸	貧民	安謨縣貞女社	
洪徳18年			洪徳18年11月 無少田人33名							
03	寧允忠	[首本、寧舍社以下]	03	寧允忠	[望瀛縣18名、寧舍社 9 邑]	41	寧允忠	先生	望瀛縣寧舍社	
48	阮代	[兵]	48	阮代	[軍 2]	07	阮代	貧民	大安縣	
49	寧彥林	[兵]	49	寧彥林		65	丁彥林	貧民	望瀛縣	
50	謝文盤	[民]	50	謝文盤	[民 5]	70	謝文盤	貧民	望瀛縣	
51	武仁殿	[民]	51	武殿		31	武仁殿	貧民	大安縣	
52	寧允貞	[民]	52	寧允貞		42	寧允貞	貧民	望瀛縣寧舍社	允忠子
53	阮文鐘	[民]	53	阮文鐘		08	阮文鐘	貧民	大安縣	
54	阮文諸	[民]	54	阮文諸						
55	阮伯高	[兵]	55	阮伯高	[軍]	10	阮伯高	貧民	大安縣	
56	武屹	[兵、僕姑社以下]	56	武屹	[僕姑社 6 軍]	78	武屹	貧民	南眞縣	
57	武常		57	武常		79	武常	貧民	南眞縣	
58	裴海		58	裴海		83	裴海	貧民	南眞縣	
59	武文才		59	武文才		80	武文才	貧民	南眞縣	
60	武■		60	武蘭		50	武蘭	貧民	望瀛縣	
61	武仙		61	武仙		49	武仙	貧民	望瀛縣	
62	鄭曉		62	鄭曉						
63	寧劇		63	寧劇		44	寧劇	貧民	望瀛縣	
64	裴乾		64	裴乾						
65	楊儀		65	楊儀						
66	何標		66	何標		39	何標	貧民	大安縣	
67	寧道		67	寧道		45	寧道	貧民	望瀛縣	
68	鄭好宣		68	鄭昭憲		36	鄭有宣	貧民	大安縣	
69	吳列		69	吳列		72	吳列	兵士	望瀛縣	
70	吳時遇		70	吳時遇		74	吳時遇	貧民	望瀛縣	
71	阮汝爲		71	阮如爲		11	阮文爲	貧民	大安縣	
			05	武蕩		52	武蕩	貧民	望瀛縣	團長
72	阮鐵		72	阮缺		12	阮鐵	貧民	大安縣	
73	阮扈		73	阮扈		13	阮扈	貧民	大安縣	
74	枚好宣		74	枚物宣		84	枚好宣	貧民	南眞縣	
75	陳滿		75	陳漏		54	陳滿	貧民	望瀛縣	
76	裴文禮		76	裴文禮		68	裴文禮	貧民	望瀛縣	
77	梁平		77	梁平		76	梁平	貧民	望瀛縣	
78	阮佑		78	阮祐		81	阮佑	貧民	南眞縣	
景統 5 年			景統 5 年10月 開納稅18名							
07	阮壇	[首本]	07	阮壇		02	阮壇	貧民	大安縣	團長
79	阮進德		79	阮進德		82	阮順德	貧民	南眞縣	團長
80	范世來		80	范世來		21	范世來	貧民	大安縣	
			65	楊儀						
81	陳寶箴		81	陳寶箴		85	陳寶箴	貧民	南眞縣	
82	阮克端		82	阮克端		14	阮克端	貧民	大安縣	
83	鄭文常		83	鄭文常		37	鄭文常	貧民	大安縣	
84	寧克蕪		84	寧克蕪		46	寧克蕪	貧民	望瀛縣	
85	寧志		85	寧志		47	寧志	貧民	望瀛縣	
			69	吳列		72	吳列	兵士	望瀛縣	
			52	寧允貞		42	寧允貞	貧民	望瀛縣	允忠子
86	阮文郎		86	阮文郎		15	阮文郎	貧民	大安縣	
			70	吳時遇		74	吳時遇	貧民	望瀛縣	
			87	武	(缺名一筆者)					
			71	阮汝爲		11	阮文爲	貧民	大安縣	
87	阮枚		88	阮杪		16	阮枚	貧民	大安縣	
88	武承卿		89	武燕卿		51	武承卿	貧民	望瀛縣	
89	謝等		90	謝舉		71	謝T	貧民	望瀛縣	
						73	吳公署	富家	望瀛縣	組織者

△語表記のままにしてある。[]は割注である。

表二 占射人一覧

魂池碑記			寧氏考訂			Doãn và Quân				
記載順	氏名	備考	記載順	氏名	備考	記載順	氏名	備考		
洪徳元年			洪徳元年							
01	阮點	[首本、大安縣隴上社]	01	阮點		01	阮點	富家	大安縣隴上社	組織者
02	范仁老	[大安縣東阜社]	02	范仁老		17	范仁老	富家	大安縣東阜社	組織者
03	寧允忠	[望瀛縣寧舍社]	03	寧允忠		41	寧允忠	先生	望瀛縣寧舍社	
04	謝未	[大安縣古遼社]	04	謝未		22	謝未	兵	大安縣古遼社	團長
05	武蕩	[望瀛縣僕姑社]	05	武蕩		52	武蕩	貧民	望瀛縣	團長
06	陳泰		06	陳泰		40	陳泰	貧民	大安縣	
07	阮壇		07	阮壇		02	阮壇	貧民	大安縣	團長
洪徳7年8月			洪徳7年8月 無少田人20名							
08	阮決	[首本、大安縣福隆社]	08	阮決	[大安縣以下福隆]	55	阮決	貧民	望瀛縣	
			02	范仁老	[東阜]	17	范仁老	富家	大安縣東阜社	組織者
09	枚文才	[東阜社以下]	09	枚文才		56	枚文才	貧民	望瀛縣	
10	枚文道		10	枚文道		57	枚文道	貧民	望瀛縣	
11	范教		11	范教		18	范教	貧民	大安縣	
12	馮迷	[大安縣務榮社]	12	馮迷	[務榮社]	58	枚迷	貧民	望瀛縣	
13	黃公連		13	黃公連		59	黃公Nián	貧民	望瀛縣	
14	黃垠		14	黃垠		60	黃公垠	貧民	望瀛縣	
15	黃補		15	黃補		61	黃公Phù	貧民	望瀛縣	
16	范外	[河泊社以下]	16	范外	[安謨社]	19	范外	貧民	大安縣	
17	范藍		17	范藍	[安謨縣河泊社]	20	范Nam	貧民	大安縣	
18	阮文玖	[隴上社]	18	阮文玖						
19	黃福	[眞美社]	19	黃福	[眞美社]	62	黃公福	貧民	望瀛縣	
20	丁師孟	[隴上社]	20	丁師孟	[潰下社]	64	丁孟	貧民	望瀛縣	
21	阮言		21	阮言		03	阮言	貧民	大安縣	
22	阮帶	[古遼社]	22	阮帶	古遼社3人	04	阮Đôi	貧民	大安縣	
23	阮田		23	阮田						
24	寧義		24	寧義		43	寧義	貧民	望瀛縣	
25	武千	[僕姑社]	25	武千	[望瀛縣僕姑社]	24	武千	貧民	大安縣	
26	裴路	[眞女社]	26	裴路	[安謨縣眞女社]	66	裴Lộc	貧民	望瀛縣	
洪徳7年12月			洪徳7年12月 無少田人9名 古遼社以下							
27	鄭德謙	[首本、古遼社以下]	27	鄭德謙		32	鄭德謙	貧民	大安縣	團長
28	阮異		28	阮異						
29	鄭廷		29	鄭建		35	鄭廷Duyên	貧民	大安縣	
30	裴磊		30	裴磊		38	裴文磊	貧民	大安縣	
31	黃汝爲		31	黃汝爲		63	黃汝爲	貧民	望瀛縣	
32	鄭維咨		32	鄭維咨		34	鄭維咨	貧民	大安縣	
33	阮偉		33	阮尾						
34	武仁文		34	武仁文		25	武仁文	貧民	大安縣	
			04	謝來		22	謝未	兵	大安縣古遼社	團長
洪徳10年			洪徳10年7月 無少田人15名 望瀛縣僕姑社以下							
5	武蕩	[首本、僕姑社以下]	05	武蕩		52	武蕩	貧民	望瀛縣	團長
35	武篆		35	武篆						
36	武定		36	武定		28	武定	貧民	大安縣	
37	黎哈		37	黎凌		69	黎哈	貧民	望瀛縣	
38	武平		38	武平		27	武平	貧民	大安縣	
39	武子建		39	武士建						
40	武宗扒		40	武宗撥		29	武宗扒	貧民	大安縣	
41	武汝律		41	武如律		30	武汝律	貧民	大安縣	
42	阮在		42	阮在		05	阮在	貧民	大安縣	
43	阮益		43	阮益		06	阮益	貧民	大安縣	
44	黎均	[嫩溪社以下]	44	黎均	[安謨縣嫩溪社以下]	86	黎均	貧民	安謨縣嫩溪社	
45	黎咨		45	黎咨		87	黎咨	貧民	安謨縣嫩溪社	

注：備考は極力原史料の注記に忠實な形で記したが、數字は算用數字に直してある。また、[Doãn và Quân 1999] は氏名を現代ヴェトナム語で記しているのので、推定可能な限り漢字に直したが、出来なかった字はヴェトナム

う。このような小規模開拓には同様の不正がまかりとおっていたことは想像に難くなく、隠田摘發をめざす官の努力には限界があったと考えられる。またゾアン & クアン [Doan & Quan 1999: 23] によれば、槐潭では開拓者のうちの安謨縣出身の(44)黎均、(45)黎咨、(46)阮子明は田地分配後に自分の取り分を他人に賣り拂って故郷に戻ったとある。「占射」を認めた官の意圖から逸脱して、最初から當地での生活のためではなく、賣買を目的とした開拓も存在したのである。

三―三 『寧氏考訂』

ゾアン & クアン兩氏の論文は地方史料の他、「古老の口傳」まで利用しているが、典據を丁寧に表示しておらず、記述の眞偽を原史料に遡って検証することは不可能である。ただ現在も同社では「洪徳占射先祖」の祭りが毎年行われており、あたかも八九人全員が洪徳元年から開拓に従事したという言説がまかり通り、實際多くの家譜にもそのように記載されている(例えば後述の吳氏家譜など)。兩氏もそうした現地の言説と史料に過度に基づいたためか、非通時的な開拓史敘述をしているような印象を受けざるをえない。

これに對して、異なつた情報を残してくれているのが『考訂』である。同書はその題名通り、撰者自身が一七六九年當時の「碑記」作成に參與できなかったことから、その不備を指摘するため自ら「考訂」した部分(以下「考訂」と、その根據となる原史料(實際にはその寫し)を「占射事迹」(以下「事迹」として採録している。¹⁷⁾。

同書は占射に關してまず「碑記」にあるように、開拓者がいくつかの團(同書や「碑記」では「本」と稱している)に分かれており、その團内のいくつものしか原史料が残っていないことを認めている。ゾアン & クアン兩氏の敘述と決定的に異なるのは、團によって入植した時期も異なることである。

以下では、『考訂』中の「事迹」と「考訂」をもとに、各團の占射面積や占射に關わる事由、經緯、引用された原史料の考察を行い、開拓史を粗描してみる。

【第一次】⁽¹⁸⁾洪徳元年 首本―阮點。本員―首本を含めて一四人。

「事迹」には

洪徳元年、(01)阮點・(02)范仁老・(03)寧允忠・(04)謝來・(05)武蕩・(06)陳泰・(07)阮壇等に奉給し、開耕占射せしむ「今原本見えず。ただ光寶(二五五四―六二)・淳福(二五六―一六五)間、所の類簿・田簿に據るにかくの如し。考うるにこの七人、是れ本の七頭名なり」(「」は割注を示す。以下同じ)。山南等處贊治承宣使司・戸部、敕旨の事二本を奉抄するを爲す。⁽²⁰⁾

とあるが、この七人の名が「碑記」や後代(黎朝後期)の田簿に「開拓初發者」として擧がっていることを認めた上で、「考訂」では、この全員が洪徳元年に來た者とは限らないことを指摘している。すなわち、

窮かに意えらく、この七人、元是れ七本の頭に⁽²¹⁾して、給する所また洪徳元年のみに止むるにあらず。ただ起給せらるることこよりするのみ、と。

として、この七人は歴代の首本で、洪徳元年に限らず、ただ開拓の開始が同年であることを示すだけであるとする。極めて妥當な解釋であろう。例えば(07)阮壇(檀)は景統五年の團の頭目であり、それに先立つこと三〇年以上前の洪徳元年に参加できるわけがない。「考訂」には

また僞莫崇康の間、本社社長范姓、田簿・國語歌を作る。引く所のこの七人の田界甚だ詳かにして、かつ言わく、阮點の本、拾肆名と。⁽²²⁾

とあって、莫氏崇康年間(一五六―七七)にはまだ洪徳元年の開拓者は阮點他一三人という情報があったとする。しかし結果として實際に阮點に従った他の二三人の名は傳わらない。またこの開拓に關して奉抄されたはずの敕旨二道が收録されていないため、開拓面積等の情報も残っていない。「考訂」に先んずる「碑記」も同様の記述をしており、その立碑の段階で原史料は既に失われていたのだろう。

【第二次】洪徳二年七月 後述

【第三次】洪徳七年八月、首本—(08)阮決↓(02)范仁老。本員—首本を含めて二〇人「考訂」には

一、洪徳七年八月、(08)阮決に奉給して耕せしむ「本中二十名、今現に存す。ただ田(裂失)、後の世譜内に現に存らず」。

按ずるにこの本、今抄録現に存ると雖も、ただ前朝の田簿、(08)阮決を以て首本と爲さざる無し。或いは決、久からずして病死し、第二名(02)范仁老、その田を替耕し、代りて首本と爲るか。⁽²³⁾

とあり、以下の奏本や歴朝の田簿では首本として阮決の名が擧がっているが、おそらく彼は途中で病死でもしたために、「碑記」には名が残らず、范仁老が首本を代行したのではないかとする。

この團には「事迹」の部分に奏本の抄録が残されている。以降の團にも同様の抄録が在るが、紙幅の都合もあり、これだけ全文を紹介し、以降は原文を注に記して概要を述べるにとどめる。

洪徳七年八月初九日、戸部の抄出せる一本を准く。本年^マ月初十日、光進大夫戸部尙書臣范公毅謹奏して官荒を斷ずるを議せんが事の爲めにす。洪徳七年十月初九日、臣、山南贊治承宣使司參政達信大夫阮汝力の備えし長安府安謨縣縣丞武仁添の勘せる一狀を准く。「建興府大安縣福隆等社の軍民(08)阮決、文啓して家を挈げて安謨社の荒田土を開墾せんことを乞う。武仁添、安謨社に官田土該二百二畝捌高二尺有るを勘得す。前に無少田の人阮連・阮休等に給するも病死し、留耕を願わず。その田土留荒す。(08)阮決等が若きは果して是れ無少田の人にして、阮連等に替りて開耕・納税せんことを乞う」と。阮汝力議すらく、「安謨社の田土該二百二畝八高二尺、前に阮連・阮休等に給するに係るも今留荒す。縣官例に照らして無少田の人(08)阮決・(18)阮文玖等に給して開耕納税せしめん」と。此を准けて臣參詳す。阮汝力の官荒田土を開耕するを議すは已に當れり。此が爲に、臣陳奏すらく、合に無少田の人をして、議する所の如く施行せられんことを。謹しんで具して奏聞す。

計

安謨社魂溪・舉潘の官荒田土を勘す。該二百二畝八高二尺。

一所、魂溪洞田二百畝〔東二百十五高、(01)阮點に近し。西二百二十五高、路に近し。南八十九高、路に近し。北八十九高、荒田に近し〕。

一所、舉潘土二畝八高二尺〔東十一高、(01)阮點に近し。西十四高、荒田に近し。南二十高九尺、荒田に近し。北二十高八尺、荒田に近し〕。

無少田の人、二十名。(08)阮決〔大安縣以下福隆〕・(02)范仁老〔東臯〕・(09)枚文才・(10)枚文道・(11)范敖・(12)馮迷〔務染社〕・(13)黃公連・(14)黃鴉・(15)黃補・(16)范外〔安謨社〕・(17)范藍〔安謨縣河泊社〕・(19)黃福〔眞美社〕・(18)阮文玖・(20)丁師孟〔潰下社〕・(21)阮言・古遼社三人、(22)阮帶・(23)阮田・(24)寧義・(25)武于〔望瀛縣僕姑社〕・(26)裴路〔安謨縣貞女社〕。

本月日、萬壽門において晩朝す。試司禮監掌簿臣鄭註、欽しんで敕旨を奉ず。是なり。此を欽めり。理として合に長安府安謨縣に抄送し、欽遵して奉行すべし。⁽²⁴⁾

この文章からわかることは以下の通りである。

まず占射の手續きに關する文書の傳達経路だが申請者(阮決)↓縣官↓山南承宣↓戸部↓萬壽門での晩朝にて審議↓司禮監↓戸科↓山南承宣↓安謨縣官となる。ムラにこの抄本が残っているのだから當然安謨縣官からこの開拓團に最終的には傳達が行われたことは明らかで、これは先に見た占射規定通りである。ただ、規定では占射に關して申請と開拓開始の順序が今ひとつ嚴格ではない。この事例では細かな田地面積が既に出ていることを勘案すると、先に開拓に着手してから占射田としての申請を行ったと考えるのが妥當である。

次に占射された面積は二〇〇畝あまりだが、その一部は第一次及び第二次で開拓されたものの、開拓者の病死などにより荒廢したもの、或いは田地として完成しなかったものを再度開墾したものを含む。病死したらしい阮連・阮休らは、阮

點に従った第一次もしくは後述の第二次の参加者と思われるが、「碑記」では占射祖先から除外されている。今回の占射荒田面積は二〇〇畝、土（この場合は園池を含む土宅であろう）が二畝八高二尺であるので、團員二〇人に一人あたり田一〇畝、土約三高が納税義務を負った「占射田」として與えられたことになる。これも前章でみた占射規定の「寛郷」の場合の支給規定が適用されたことになる。本来ならその半分は「私田」となつて阮連・阮休等が處分できたはずだが、田地として完成しなかったか、課税猶豫期間中に權利を放棄せざるを得なかったのであらう。

ただここで問題になるのが、占射田とセットで開拓されたはずの「私田」である。田地の四至記述を見ると、「荒田」がまだ多く存在し、開拓の餘地が残っていること、また阮點の田が存在することから、占射の規定通り、「私田」となつた占射田の半分と無申告の開拓田地があつたことは容易に想像できる。ただその數字が目立ちすぎるとやはり官の干渉があるのか、「私田」に關する情報は残されていない。

【第四次】洪徳七年一二月 首本—(27)鄭德謙↓(04)謝來(耒)。本員—首本を含めて九人。
今次の奏本(抄本)も残されている。⁽²⁵⁾

申請者は建興府大安・望瀛等縣古遼・寧舍等社軍民(27)鄭德謙・(32)鄭惟咨等、仲介者は前回と同じく安謨縣縣丞武仁添、山南承宣參政阮汝力、審議者も戸部尙書范公毅、右侍郎阮文通である。開拓地も安謨社瑰溪・舉潘洞處である。

これによると、瑰溪・舉潘洞處で以前に占射許可を受けていた武歆と阮休（この兩名も第一次もしくは第二次の團員であらう）が病死もしくは耕作繼續を望まず、留荒のままでであると安謨社社長范濫が證言を行っている。開拓田土は六〇畝八高一三尺なので、一人あたり六畝強と、わずか四ヶ月前の第三次團に比べ減少し、占射規定の狹郷扱いに近い。なお「考訂」ではこの團の現在の田數は既に不明で、歷代の田簿・類簿も鄭德謙には言及していないことから、阮決などと同様に途中で病死でもして(04)謝來(耒)が交代したのではと推測している。⁽²⁶⁾

【第五次】洪徳一〇年三月 首本—(02)范仁老。本員—首本を含めて一六人。⁽²⁷⁾

奏本（抄本）は残らず、戸部で開耕納税事が議されたことが「考訂」で述べられているのみである。申請者は(02)范仁老で、この團の田数も残っているが、詳細は不明とのことである。

【第六次】洪徳一〇年七月 首本―(05)武蕩。組員―首本を含めて一五人。⁽²⁸⁾
今次の奏本（抄本）は残っている。⁽²⁹⁾

申請者は建興府望瀛縣僕姑社軍(05)武蕩・(42)阮在等、仲介者は安謨縣縣丞阮祐、長安府知府阮謨、山南承宣參議陶正己、審議者は戸部右侍郎黎仁路、右侍郎阮文通、開拓地は安謨社瑰溪・舉潘洞處である。

奏本によると、いったんは大安縣墾上社の占射人阮訶・阮軒等に同地の荒田を給したが、再び開耕を願わず、(25)武于・(20)丁師孟も病死したため、該當の田地が留荒し、それを(05)武蕩等に占射させることにしたという。

奏本では、前占射人の武慟・阮某・(01)阮點らの端供を引用している。それによると、洪徳二年七月二八日に阮訶等軍民一五名に一人あたり田一〇畝・土一高一五尺八寸を給したが、阮訶・阮軒ら六名は再び耕作を願わず、(25)武于・(20)丁師孟・武椿三名は病死し、本分田土九一畝餘りが留荒しているとのことである。この再耕を望まない者九人は給された占射田計九一畝二高を全額返還しており、それがこの團に給された。

この最後の記述は、洪徳元年と七年の間に最低もう一次（洪徳二年七月）占射認可が下りていたこと、その際、第三次と同様に寛郷の規定に従った占射田分配がなされたことを示している。ただ、事業が途中で頓挫したためか、阮訶・阮軒は占射先人には列せられていないし、「碑記」にも言及がない。

一方、同じく病死して占射を放棄した(20)丁師孟・(25)武于二名は洪徳七年の占射人だが、「考訂」では病死した以上、この兩名は碑文では占射先祖とするべきではないとの見解を出している。⁽³⁰⁾

【第七次】洪徳一〇年 首本―(04)謝來。本員―首本を含めて一〇人。⁽³¹⁾

「考訂」では奏本（抄本）は残らず、申請者が(04)謝來で、この團の田数も残っているが、詳細は不明とする。

【第八次】洪徳一〇年 首本—(06)陳泰。本員—首本を含めて六人⁽³²⁾。

「考訂」ではやはり奏本(抄本)は残らず、申請者が(06)陳泰で、この團の田數も残っているが、詳細は不明とする。

【第九次】洪徳一八年十一月 首本—(03)寧允忠。本員—首本を含めて三三人⁽³³⁾。
今次の奏本(抄本)は残されている⁽³⁴⁾。

申請者は建興府望瀛等縣寧舍社・安阜等社(03)寧允忠・阮祐(78)等、仲介者は安謨縣官、山南承宣參政黎廷琰、審議者は戸部尙書鄭公吳等⁽³⁵⁾である。開拓地は安謨社魂溪處、開拓面積は一所荒田九〇畝一四五尺三寸(Ⅱ九〇畝九高六尺八寸)で、それらが官の臺帳から漏れていることを安謨社社長范濫・范仁鐵・范伯惻等が端供し、申請となった。分配は完全に均分で、一人あたり二畝一二尺四尺^マとされた。しかも、四至記述から「荒田に近し」という記述もなくなる。土地の小ささといふ周りの開拓状況といい、ここでの開拓が終局に向かっていることが想定される。

【第一〇次】憲宗景統五年(一五〇二)一〇月 首本—(07)阮檀。本員—首本を含めて一八人⁽³⁶⁾。
奏本があるが、もともと抄本である上に、中央での文章のやりとりの部分が脱落している⁽³⁷⁾。

山南承宣使が官田を替耕させる事を奏上しているが、開拓面積は五六畝二高七尺九寸で、一人あたり三畝強となる。今次の四至記述によると、田地の一部は堤外(おそらく洪徳堤の外)に存在している。ここに至って開拓はほぼ終結したと考えられる。そしてこののち開もなく、新村は「魂潭社」として安謨社から分離する。

聖宗・憲宗期の開拓はここに一端終了し、それから二十年程が過ぎた後、新たな開拓事業が行われる。

【第一次】統元二年(一五三三) 首本—吳公畧。本員—首本を含めて一〇人⁽³⁸⁾。

「考訂」には具體的記述がほとんどなく、首本と参加者數が知られるのみである。「碑記」では占射先祖に含んでいない。

ところが、吳公畧の子孫の家譜『吳氏家譜』⁽³⁹⁾には「錦衣衛都指揮司の武官であつた吳公畧が洪徳年間に占射の敕旨を受

け、詔を奉じてこの地方の賊を退治した際、安謨社海口で戦勝祈願をし、勝利の後、廟を鰐鯨處に立ててその地に入植したが、阮點らが既に占射を開始しているので彼らの開拓地と安謨社の間の荒閑地を占射し開拓した」とある。⁽⁴⁰⁾ 鰐鯨處は注記があり、「碑記」にも「又端慶中、美瑰社あり。近世これを美村と謂うは、即ち今の美勝隣、是なり」と出てくる美勝隣の地のことで、「瑰池とは別の開拓村「美村」を建設したいと吳公畧は考えていたのだが、志半ばで没し、後に瑰池社に合流することになった」のである。明らかにこれは附會で吳氏の開拓はそれ以前の開拓とは別事業である。⁽⁴¹⁾ そしてこれ以降、黎朝は一端滅び、『考訂』の記述も一氣に一八世紀にまで飛んでしまう。

三―四 ゾアン＆クアンの敘述と『考訂』の相違點と接點

ゾアン＆クアンが依據した『解音』を筆者は未見である。編集の過程も不明で、『考訂』が考訂した開拓の歴史を一纏めにした印象を受けざるを得ない。この相違を擧げることにとだけ意味があるのかも怪しいが、同時に接點も見いだせることは確かである。

開拓がいくつかの團に分かれていたことは表二に團長 (Hôm trưởng) とあることから明らかである。組織者 (người tổ chức) は最初にこの事業を企畫し、私産を投じた人物を指しているとゾアン＆クアンはする。本来、占射は無少田人が行うものと規定されているが、實際の所、それは無理に近い。表二にあるように、多少史料に齟齬が生じているが、参加者の多くは大安縣と望瀛縣に集中している (後は安謨縣と南眞縣がごくわずか)。しかも出身社や出身族もかなり集中しており (地図一参照)、安謨縣内はともかくとして、他縣からの人間が故郷から毎日片道約二〇キロを通いで田地造成作業に來たとも思えず、また安謨社の人間が協力したとも考えにくい (それなら通告田方式になる)。ゾアン＆クアンは近隣の山川・海の産物を食料にしていただろうと推測しているが、それでも田地が完成して收穫が得られるまでは、誰かの物的援助が必要だったはずである。それを補助し、見返りに『考訂』では出てこない私田 (ゾアン＆クアンによれば全體の三分の一餘)

を多く享受したのが「組織者」であつたと考えるのが妥當である。「出資者」なしに遠方の民が開拓を行う「占射方式」はありえなかつたのである。

ただ、開拓自體は「考訂」にあるように三〇年以上の長い時間をかけて行われたもので、開拓が進んでさらなる未開拓地があり、勞働力不足に陥ると、地縁や血縁を頼つた新たな人員募集を行つたのであろう。占射申請により、この開拓に關しては大安縣と望瀛縣の數社に優先權が與えられた。ただ新來の團と先にいた團との間で、開拓をめぐるどのような協力關係があつたのかも不明のままである。「考訂」では個々の團を過度に獨立的に認識しているが（というより官の側がそう認定している）、何人かは複数の團に所屬しており、自分の團の開拓が完結し、その地にとどまれば、當然後發の團に（もちろん見返りつきで）何らかの便宜を圖り、自ら參加することもあつた。後發の組で異様に參加人數が少ない事例（第八次の六人など）もそう考えれば理解可能である。

次に占射があくまで無少田人の救済を目的としたにもかかわらず、一種の投機手段としか考えない人物がいたことをゾアン&クアンは指摘しているが、病死とか、「再び耕作を願わず」とか書かれている人物は占射田地の耕作權を放棄させられ、おそらく故郷に歸つたと思われる。その際、非課税對象の私田は在地の人間に賣り拂つたと考えるのが自然であろう。むろん經濟的理由だけではなからうが、それでも貧民の中にも「一山當てた」者が存在したのは事實である。そして「碑記」の段階ではそうした人物を極力「占射先祖」としては奉祠しないとする原則をとっている。

最後に奇異に映るのは、原史料には單に「兵」とか「軍」とかあるのみで、どのレベルの軍人であつたのかは判斷がつかないが、チャンパ親征が洪徳元年から二年にかけて行われ、ラーンサーン（哀牢、盆蠻）攻撃なども洪徳年間に行われているにもかかわらず、開拓者の中に兵士がいることである。

當時の兵制では各戸の成年男子は「閭選」を受けて「壯項」（現役兵）、「軍項」（豫備役としてムラで待機・耕作）、「民項」（耕作民）等に割り振られていたが、「兵」といえば士官などではなく普通は「壯項」を指す（藤原 一九八六…三九二

「九七」。彼らは輪番制で京師や該衛所に詰めることになっていた。とすれば、輪番からはずれて歸郷中の者が開拓に参加し、「軍役の替わり」として、或いは「壯項」からはずされて追認されたということになるのであろうか。とすると、洪徳三年にいわゆる洪徳堤が築かれた際にも多くの兵士が動員されたが、その中には役務終了後、占射に参加した者もいた可能性がある。

監察役にあたるはずのれつきとした錦衣衛の軍士であった吳公畧の開拓参加の経緯も異例である。討賊の任務遂行後、現地に根附いて開拓を行っているわけである。官からすれば兵士が混じることを許したのは隱田などの不正糾察や、開拓團の防衛を目的としたものと考えられることも可能であるが、開拓の進展する中、やがて「兵」「民」の區別そのものが『解音』と「碑記」間の食い違いの多さが示すように、無意味なものになったと考えられる。

おわりに

『考訂』では新開拓地の總面積を示していないが、社として成立をみたのであるから一社程度であることは間違いない。ゾアン&クアンは洪徳堤がこの開拓事業に大きな貢献をなしたとするが、それは事実としても、問題は因果關係、すなわち堤防があつたから開拓が可能になったか、それとも開拓する氣になったから堤防を作ったのかである。結論から述べてしまうと、作業の主體が別であること（作堤は中央の命令を受けた地方官、開拓は民間）を勘案すれば、國家事業として新規開拓を行うために堤防をめぐらせたとは考えがたい。洪徳堤に沿って瑰池社の他にも占射方式による新村建設が行われているが、國家經營Ⅱ屯田形式によるものは「逢海所」くらいである。この點では陳朝期に大規模に行われた國家による堤防網建設事業を利用して王侯・貴族が小規模な田庄を經營したことが思い起こされる。田地開拓は基本的に民間任せなのである。前稿「八尾 二〇〇二」で保留した、大規模な工學的適應による開拓の可能性はここニンビンでも感じられないのである。

しかし安興の例でも明らかのように、自らは開拓それ自體を行わないのに對して、小さな開拓の經營に注意を拂う國家側の態度はかなり執拗である。わずか一社の開拓に、『考訂』で見られたように地方官の申請と中央での審議、結論としての敕旨の傳達が煩瑣に行われ、縣官は頻繁に社との連絡を取り合っている形跡がある。前朝陳朝後期の工學的適應事業の完成によって各地で生まれつつある新規開拓可能地に中央政權がこだわりすぎるのは、過度な集權化がもたらした弊害とも言えよう。

最後に指摘しておきたいことは、本來、小規模開拓を行うなら、より近隣の者が行う「通告田」式の方が多かったはずにもかかわらず、そうした史料が管見の限りでは見つからないという事實である。それが史料に残らないのは、非合法（無届け）に行われたか、地方官の默認のもとに、手續きを省略して行われることが多かったからと考えるのが自然であろう。逆にこうした地方官と民の癒着を防ぐために、わざわざ中央では「占射」が獎勵されたと考えるのは穿ちすぎであらうか。

※本稿は平成一七—一九年度日本學術振興會科學研究費・基盤研究（B）「文獻・碑文資料による近世紅河下部デルタ開拓史研究」（研究代表者…八尾隆生）研究補助金による研究成果の一部である。

〈文獻目録〉

- 藤原 利一郎、一八八六、『ヴェトナムにおける丁賦制の成立』『東南アジア史の研究』法藏館
 櫻井 由躬雄、一九八七、『ベトナム村落の形成—村落共有田Ⅱコンディエン制の史的展開—』創文社
 櫻井 由躬雄、一九八九、『陳朝期紅河デルタ開拓試論（一）—西沱濫原の開拓—』『東南アジア研究』二七（三）
 嶋尾 稔、二〇〇三、『紅河デルタ沿海部開拓史研究の概要』、春山成子（編）『紅河デルタの環境變動と環境評價』平成二一—四年度文部科學省科學研究費（基盤研究（一））（B）「紅河デルタの環境變動と環境評價」研究成果報告書、東京大學大學院新領域創成研究科

八尾 隆生、一九九五、「黎朝聖宗期の新開拓地を巡る中央政權と地方行政―安興碑文の分析―」『東南アジア研究』三三(一)
 八尾 隆生、二〇〇二、「黎朝前期紅河デルタにおける屯田所政策」『アジア・アフリカ言語文化研究』六四
 八尾 隆生、二〇〇五、「黎朝開國功臣の土地所有と農業開拓」『廣島東洋史學報』一〇

Doãn, Phan Đại & Quân, Vũ Văn, 1997, "Tìm hiểu công cuộc khai hoang thành lập làng Công Thủy (Ninh Bình) từ cuối thế kỷ XV đến giữa thế kỷ XIX", *NCLS (Ngiên cứu Lịch sử)* số 294.

Doãn, Phan Đại & Quân, Vũ Văn, 1999, "Quá trình khai hoang lập làng Côi Trì (Yên Mô - Ninh Bình) dưới thời Lê Thánh Tông", *NCLS* số 307.

Kể, Nguyễn Hải, 1985, "Đê Hồng Đức và công cuộc khẩn hoang vùng biên nam sông Hồng thời Lê sơ", *NCLS* số 224.

Nguyễn, Nguyễn Đức & Lê, Bùi Quý, 1981, "Một hình thức ruộng khai hoang thời Lê sơ: ruộng chiêm xạ", Trong: Ban Thư ký Ngành Sử Các Trường Đại học (soạn), *Sử học*, số 2, Hà Nội.

Quỳnh, Trương Hữu, 1982, *Chế độ Ruộng đất ở Việt Nam: Thế kỷ XI-XVIII*, tập I, Hà Nội.

註

(1) ヴェトナム人史家による紅河デルタ沿海部開拓史研究に關しては嶋尾「二〇〇三」が總括を行っている。

(2) 『全書』は繫月日のはっきりしない條文が多い。そこでそれをはっきりしている前後の條文の繫月日を示す。

(3) 『全書』のヴェトナム語譯版(カオ・フイ・ズCao Huy Giu譯、ダオ・ズイ・アインĐào Duy Anh校定・考證、初版一九六八年、第四分冊三三八頁)も同様の指摘をしよう。

(4) 寫本(圖書番號:VS52)で抄寫年代は不明だが、阮朝期に編集されたものと考えられる。ハノイの漢喃研究院には所藏されていない。

(5) 『洪徳版圖』中都の圖によると、宮城内に萬壽殿が存在

する。

(6) 光順九年七月初四日敕(敕の誤字、以下同じ―引用者)一、天下別府縣人、係求食他郷、體得□平林麓廣野、勘爲成田、許某人投告。本府縣官、查比勘寔、轉呈戶部、具本陳奏。(中略)三年成田、縣官・社長親臨勘寔。半分、許本人永爲產業、得從賣買、傳子若孫。半分、與本人耕居、納稅如例。
 洪徳十年定例

一、順化・乂安(以下列舉の地名略)等道、因吳辰破散之後、十僅一存。或人多田少、無所立業。或人少田多、耕作不盡。有能體得林麓廣野・浮沙海岸・鹹水通流・沮洳陂湖・草莽極目之地、本人奉觀□敕(敕)條、已開墾

成田、差官勘度東西四至、付本社社長、著人占射官田簿、給與本人耕居。寬鄉、土五高・田拾畝。狹鄉、宜准其半。半分、許與本人、永爲產業。存半分、留耕居、納稅依例。本月日晚朝萬壽門。司監太監臣吳叔通、奉

敕旨。

敕諭天下等處贊治承宣使司・各府縣州等。(中略) 今後某府縣州狹鄉無少田人、得爲己田・妻田二畝以下、許自體放、某府縣州庄有荒閑田土、具本

奏聞情願、挈家往彼、居住開墾爲業、以當官役。差官領將告人、就于指處、與同府縣官公同量撥。寬鄉、給每員人田拾畝・土五高。開耕二年之外、成熟與爲產業、傳子若孫、得從賣買。其半、投爲口分、徵租如例。若狹鄉、宜給視寬鄉、減半。占射人多、許析立爲新社、擇其衆所推服、與爲本社社長。占射人少、許著人本處社籍、於造戶籍之年、新處縣官・社長、領回舊處縣官・社長、開陳、訖。佃民當體朝廷惠養之意、舊土著者、不得包占爲己物、致留荒蕪。違者、以流罪罪之。(以下略)

(7) 當時の一マウの正確な面積は不明であるが、とりあえず北部の佛領期時代の換算値約三、六〇〇平方メートルとしておく。一サオはその一〇分の一である。

(8) ただしグエン・ドック・ギン Nguyễn Đức Ninh、ブイ・クイ・ロ Bùi Quý Lộ [Ninh & Lộ 1981: 263-64] は、これらは完全な私田とは認められず、低額ではあるが課税もされたとする。

(9) 前稿「八尾 一九九五」の安興縣ハナム島の場合、この

狹郷の數値が規定通りに適用されている。

(10) NGNS 碑文(未調査) 以外は一九九七年に單獨で調査に赴いたが、原碑を確認できなかった。

(11) 八尾 [二〇〇二: 注二] でも紹介したが、現イエンミー縣の中心から東南の舊貢水社、鹹水村の一五―一八世紀の開拓状況に關しても、現地史料と地簿を利用したゾアンとクアンの研究 [Doan & Quân 1997] がある。筆者も一九九七年及び二〇〇五―〇六年の調査で、後世の史料ではあるが、同村に一五世紀の開村を傳える史料が多く存在することを確認した。例えば「安謨社山川人物碑誌」

(漢喃研究院拓本番號…: N.9537)。嗣德年間建立、堤防の具體的な位置の解説を行っている) および『寧平省安慶縣安寧總各社村雜記』所收の「寧平省安慶縣安寧總貢水社咸水村譜記」では、大安縣出身の阮金銑が洪德期に、「占射」獎勵策にしたがつて當時海濱であつた貢水社の開拓をはじめ、後に開村の功勞者として「城隍神」として祀られていることを傳えている。その末裔の方々も今も同社におられ、開拓に言及した家譜も存在する。

(12) 漢喃研究院拓本(拓本番號…: N.9532)。景興三〇年(一七六九) 建立。二〇〇五―〇六年冬の科研補助金による現地調査では、既に失われたのか原碑を発見できなかった。

(13) この「處」は社内の一區域を示す。

(14) 本朝平吳開國兵火之後、田畝荒廢。洪德初、敕、天下無少田人、聽於留荒在漏處占射、築居墾開、納稅成田。半、報爲營業。吾邑始祖」(一)は改行を示す(01)阮點・

(02) 范仁老・(03) 寧允忠・(04) 謝來・(05) 武蕩・(06) 陳泰・(07) 阮壇等、各以別府縣人、探得本縣安謨社荒田在塊溪舉潘等處。仍前後備狀、在安謨縣衙門、乞系挈家開墾。縣官陳■・武仁添・阮祐等、次第勘實、申詳贊治承宣使司。時、長安府隸山南處。參政阮汝力・黎廷琰・參議陶正己等、備「查于朝。戶部尚書范公毅・鄭公吳・左侍郎黎仁路等、具本奏知、竝奉依請求許。仍各照田開耕於農作、經三十年、稍稍殷實、始立「社號塊潭社。後百餘載、中興嘉泰年間、避□世宗毅皇帝御諱、改潭爲池。塊池之名始此。又端慶中有美塊社者。近世謂之美村、」即今之美勝隣是也。意自前朝攢造戶籍、始合爲一。(以下略)

(15) ただ、占射先祖の身分に關しては、兩者は典據を示さぬまま、(01) 阮點と(02) 范仁老が地主、(03) 寧允忠がムラの先生、吳公畧が官吏、(04) 謝來・(48) 阮代・(69) 吳列が兵士で、残りの八二人は貧農であつたとするが、「碑記」と後述の『考訂』と大きく食い違いが生じている。なお、人名の前にある()は、「碑記」裏面の占射人一覽の記名順である。

(16) 地図一を見れば分かるとおり、行政区畫上では別縣でも、占射人の故郷は相互にきわめて接近している。

(17) 表紙が失われており、正式な書名は不明である。七〇葉以上ある寫本であるが、一葉目裏に「寧氏考訂」とあり、とりあえずこれを書名としておくが、序文など一切無いため、執筆の動機などはわからない。最初の一〇葉程度でこ

の一五世紀の占射事業について、残っていた公文書の寫しなどをそのまま引用する形で敘述を行っている。「塊池碑記」の刻まれたころに著者自身が幼少だつたと書いていることから、この部分はこの社出身の科舉官寧遜(景興三九年(一七七八)の進士)のものと思われる。この部分の後、記述はいきなり一八世紀の永盛、景治年間の敘述に至り、田簿等の寫しも採録されている。その他、占射先祖への祭文やムラの吉凶日の一覽、ムラの集會場である亭の見取り圖などが延々と記されている。記述は阮朝後期まで及ぶが、その部分は後の人間が書き足したものと考えられる。末尾では「越南民主共和國年(一九五二)拾貳月初捌日」附けの文書の斷片が表装に利用されている。

(18) とりあえず『考訂』からわかる範圍で開拓の回数をこのように表現したが、實際にはさらに開拓團が存在した可能性は否定できない。また【第七次】【第八次】は釐月が書かれていないため、實際は【第五次】【第六次】より先に行われた可能性もあるが、『考訂』の順に従っておく。

(19) おそらく「所」の次の動詞、例えば「傳」「爲」「開」などが脱字したと考えられる。

(20) 洪德元年、奉給(01) 阮點・(02) 范仁老・(03) 寧允忠・(04) 謝來・(05) 武蕩・(06) 陳泰・(07) 阮壇等、開耕占射「今原本不見。但據光寶・淳福間所類簿・田簿如此。考這七人、是本七頭名」。山南等處贊治承宣使司・戶部、爲奉抄〇敕旨事二本。

(21) 窮意這七人、元是七本頭、所給亦非止於洪德元年。但起

給自此耳。

(22) 又偽莫崇康聞、本社社長范姓作田簿・國語歌。所引這七人田界甚詳、且言阮點本、拾肆名。

(23) 一、洪德七年八月、奉給(08)阮決耕「本中二十名、今現存。惟田(裂失)、不現存後世譜內」。按這本、今雖抄錄現存、但前朝田簿、無不以(08)阮決爲首本。或決不久病死、而第二名(02)范仁老替耕其田、代爲首本耶。

(24) 洪德七年八月初九日、准戶部抄出一本。本年月初十日、光進大夫戶部尚書臣范公毅謹奏爲議斷官荒事。洪德七年十月初九日、臣、准山南贊治承宣使司參政達信大夫阮汝力備長安府安謨縣縣丞武仁添勘一狀。建興府大安縣福隆等社軍民(08)阮決、文啓乞挈家開墾安謨社荒田土。武仁添勘得安謨社有官田土該二百二畝捌高二尺。前給無少田人阮連・阮休等病死、不願留耕。其田土留荒。若阮決等果是無少田人、乞替阮連等開耕納稅。阮汝力議安謨社田土該二百二畝八高二尺、係前給阮連・阮休等、今留荒。縣官照例給無少田人(08)阮決・(18)阮文玖等開耕納稅。准此、臣參詳。阮汝力議開耕官荒田土已當。爲此、臣陳奏、合令無少田人、如所議施行。謹具奏聞。／計／勘安謨社魂溪・舉潘官荒田土。該二百二畝八高二尺。／一所、魂溪洞田二百畝「東二百十五高、近(01)阮點。西二百二十五高、近路」。／「南八十九高、近路。北八十九高、近荒田」。／一所、舉潘土二畝八高二尺「東十一高、近(01)阮點。西十四高、近荒田」。／「南二十高九尺、近荒田。北二十高八尺、近荒田」。／無少田人、二十名。

(25)

(08)阮決「天安縣以下福隆」・(02)范仁老「東皇」・(09)枚文才・(10)枚文道・(11)范散・(12)馮迷「務染社」・(13)黃公連・(14)黃鴉・(15)黃補・(16)范外「安謨社」・(17)范藍「安謨縣河泊社」・(19)黃福「眞美社」・(18)阮文玖・(20)丁師孟「潰下社」・(21)阮言・古遼社三人、(22)阮帶・(23)阮田・(24)寧義・(25)武于「望瀛縣僕姑社」・(26)裴路「安謨縣貞女社」／本月日、晚朝於萬壽門。試司禮監掌簿臣鄭註欽奉／敕旨。是。欽此。理合抄送長安府安謨縣、欽遵奉行。

洪德七年拾二月初十日、准戶科抄出一本。本年十一月二十五日、光進大夫戶部尚書臣范公毅等謹奏、爲議開耕荒田土事。

洪德七年十一月十一日、臣准山南等處贊治承宣使司參政達信大夫阮汝力備長安府安謨縣縣丞武仁添勘一狀。建興府大安・望瀛等縣古遼・寧舍等社軍民(27)鄭德謙・(32)鄭惟咨等、乞開耕安謨縣安謨社魂溪・舉潘洞荒田土事。武仁添勘得安謨社社長范藍等端供、本社有魂溪・舉潘洞田土該六十畝八高壹拾三尺五寸。前給占射武欲并阮休等病死、并不願耕留荒。鄭德謙・鄭惟咨等、果是無少田人阮汝力議前項田土該六十畝八高壹十三尺、合給(27)鄭德謙・(32)鄭惟咨等、開耕納稅如例等調詞。准臣等參詳。阮汝力議開耕荒田土已當。爲此、臣等陳奏聞。／計／勘安謨社田土二段、六十畝八高十三尺五寸。／一段、魂溪洞田土六十畝「東一百高、近□。西一百高、近□」。／「南六十高、近溪。北六十高、近江」。／一段、舉潘

土八高十參尺五寸「東八高三尺五寸、近本田」。／「西八高三尺五寸、近荒田」。／無少田人九名。古遼社以下
 (27)鄭德謙・(28)阮異・(29)鄭建・(30)裴磊・(31)黃汝
 爲・(32)鄭維咨・(33)阮尾・(34)武仁文・(04)謝來。本
 年月二十日、晚朝於萬壽門。試司禮監掌簿臣鄭註奉／敕
 旨。／洪德七年十二月二十日、光建大夫戶部尚書范公議
 戶部右侍郎阮文通「吏阮如潘記」。

(26)
 一、洪德七年十月、奉給(27)鄭德謙耕。「本中九名、今
 現存。惟田數不見存後世譜。按這本、今雖抄錄現存、
 但歷朝田簿、無不以(27)德謙爲首本、(27)德謙不久病死、
 而替給別人耶。」

(27)
 一、洪德二十年、奉給(02)范仁老耕。本中十六名「今不
 可考、惟(02)范本田數、後世現存」。

(28)
 一、洪德十年、給(05)武蕩老耕「本中現標十五名、茲見
 存十四名。田數亦存後世譜」。

(29)
 一本、戶部抄送、爲議乞耕居官田土事。

洪德十年七月初九日、戶部抄出一本。本年七月二十七日、
 通章大夫戶部右侍郎茂恩使臣黎仁路等謹奏爲議乞耕居荒
 田土事。

洪德十年七月初六日、准山南等處贊治承宣使參議臣陶正
 己備長安府知府阮謨・安謨縣縣丞阮祐勸一狀。建興府望
 瀛縣僕姑社軍(05)武蕩・(42)阮在狹鄉、無少田人、體得
 安謨縣安謨社魂溪・舉潘田土等。茲奉給大安縣縣隲上社
 占射人阮訶・阮軒等、再不願開耕、并(25)武于・(20)丁
 師孟病死。本分田留荒。(05)武蕩等乞、畧家住假居住開

墾、爲事業、替阮訶等分田土、納稅如例。阮祐等勸前占
 射人武慟阮・(01)阮點端供。洪德二年七月二十八日、奉
 給阮訶等軍民十五名、每人十畝・土壹高五尺八寸。茲阮
 訶・阮軒六名、再不願耕、并(25)武于・(20)丁師孟・武
 椿三名病死。本分田土實該九十一畝二高、竝留荒。并望
 瀛縣縣官武壯等、勘(05)武蕩等、果是無少田。陶正己等
 議前項官荒田土該九十一畝二高、前給阮訶・武于等不願
 耕、及病死、留荒。合給(05)武蕩耕居。照准此、臣等參
 詳。陶正己等議耕居荒田土徵稅、已合例。臣等陳奏、合
 如所議施行。臣等謹具奏聞、伏候

敕旨。／計／勘安謨社魂溪・舉潘田土、該九十一畝二高、
 三段玖十畝。／一段、堤外之十畝「東三十高。西三十高、
 近阮鉤」。／「南二百高、近本田。北二百高、近江」。／
 一段、內堤田二十畝「東十高、近本田。西十高、近阮
 鉤」。／「南二百高、近本田。北二百高、近阮點」。／一
 段、內堤田十畝「東二十高、近本田。西二十高、近阮
 鉤」。／「南五十高、近本田。北五十高、近本田」。／土
 宅、一畝二高「東六高、近阮鉤。西六高、近黎蓬」。／
 「南十二高、近黎蓬。北十二高、近小路」。／無少田人
 十五名。望瀛縣僕姑社以下。(05)武蕩・(35)武篆・
 (36)武定・(37)黎浚・(38)武平・(40)武宗撥・(39)武士
 建・(41)武如律・(42)阮在・(43)阮益・(44)黎均「安謨
 縣嫩溪社以下」・(45)黎咨・(46)阮子明・(47)武酸。／
 本年月二十日、晚朝於萬壽門。試司禮監右提點臣阮理奉
 ○敕旨。是。欽此。合送長安府、欽遵奉行。欽此。合送

安謨縣欽遵奉行。欽此。合送安謨社、欽遵施行。

- (30) 至〔洪德〕十年、(05)武蕩占射本中現言、(20)丁師孟・(25)武于病死、本分田土留荒、替給武蕩等分耕、即(20)師孟・(25)武于已非本社占射先祖。己丑年刻石、參考不詳、著依二名、入碑爲占射先祖、又遞年忌日、亦與諸先祖同祭、殊失正禮。茲應削去爲是。

- (31) 一、洪德一十年、奉給(04)謝來耕〔本中一十人、不可考。惟本田數現存〕。

- (32) 一、洪德一十年、奉給(06)陳泰耕。〔本中現標三名、今不可考。惟本田數現存〕。

- (33) 一、洪德十八年、奉給(03)寧允忠耕〔本中三十三名、今現存。田數亦留後世譜內〕。

- (34) 〇洪德十八年十一月十九日、准戸部抄出一本。本月二十九日、光建大夫戸部尚書鄭公吳等、奏爲議開耕荒田納稅事。

〇洪德十八年十一月二十三日、鄭公吳等、准中憲大夫南等處贊治承宣參政黎廷琰等勘一狀。建興府望瀛等縣寧舍社・安阜等社(03)寧允忠・(78)阮祐等、體得安謨縣安謨社魂溪等處、一所荒田九十畝一百肆十五尺三寸、乞開耕納稅。黎廷琰等、勘長安府安謨社社長范濫・范仁鐵・范伯惻等、端供魂溪處田一所九十畝一百四十五尺三寸、留荒在漏、未入官。宜給無少田人、乞開耕納稅。爲此鄭公吳等具陳奏。合令本縣官著入田土簿、分給(03)允忠、每人二畝一百十二尺肆尺開耕納稅如例。鄭公吳等具奏聞。／本日晚朝於萬壽門。司禮監掌簿鄭注奉〇敕／敕旨、欽

此。合送長安府、照依例、欽奉內事理。欽遵施行。／計一勘安謨縣安謨社魂溪處田。／一所、九十畝一百四十五尺三寸〔東一千九百八十尺、近阮點田。西一千三百十尺、近虎河江〕。／〔南一千一百四十五尺、近墓地點。北八百四十五尺、近江并墓地〕。／無少田人三十三名。

／(03)寧允忠〔望瀛縣十八名、寧舍社九邑〕・(48)阮代〔軍二〕・(49)寧產林・(50)謝文輩〔民五〕・(51)武殿・(52)寧允貞・(53)阮文鐘・(54)阮文諸・(55)阮伯高〔軍〕・(56)武屹〔僕姑社六軍〕・(57)武常・(58)裴海・(59)武文才・(60)武蘭・(61)武仙・(62)鄭曉・(63)寧劇・(64)裴乾・(65)楊儀・(66)何標・(67)寧道・(68)鄭昭憲・(69)吳列・(70)吳特遇・(71)阮如爲・(05)武蕩・(72)阮缺・(73)阮厄・(74)枝物宜・(75)陳漏・(76)裴文禮・(77)梁平・(78)阮祐。

- (35) 今次で始めて中央官の名に、「碑記」にも名のある鄭公吳〔開國功臣鄭可の子で、『全書』によると洪德九年末には戸部尚書の任にあつたことが分かっている〕が出てくる。碑文がこうした斷續的に續いた手續きを一纏めに洪德元年に記載していることがこのことから明らかである。

- (36) 景統五年、奉給(07)阮壇耕〔本中現標十八名、今現存十七名、田數亦現存〕。

- (37) 山南等處贊治承宣使爲議給替耕官田事。景統五年十月二十七日送至〔毀裂失字〕處所畝數界及乞開人姓名住址、具題、合無浮沙・耶處洞等處、官田均給畝于陳有等并本社無少田人、替耕納稅如例。／本日晚朝

- 於萬壽門。試司禮監掌簿阮廷宣奉○敕旨。是。欽此。／欽遵、理合送長安府、照依欽奉內事。欽遵奉行。／一、武有等、奉啓議安謨縣安謨社塊溪・舉藩等處官田土、合給(07)阮檀等、替耕居納稅如例。該五十六畝二高七尺九寸。／一所、塊溪處田土九畝二高「東二百二十五高、近本田。西二百二十五高、近官田」。／「南四十高、近江」。／一所、塊溪三段十二畝。／一段、堤內二畝「東十高、近本田。西十高、近阮鉤」。／「南二十高、近本田。北二十高、近本田」。／一段、外一畝「東二高、近本田。西二高、近本田」。／「南五十高、近本田。北五十高、近大江」。／一所、塊溪處田三十五畝七尺九寸「東一百二十高、近本田。西八十高、近江」。／「南四十高、近本田。北二十八高、近大江」。／一二乞開納稅十八名 計／(07)阮檀・(79)阮進德・(80)范世來・(65)楊儀・(81)陳寶歲・(82)阮克端・(83)鄭文常・(84)寧克謹・(85)寧志・(69)吳列・(52)寧允貞・(86)阮文郎・(70)吳時遇・武・(71)阮汝爲・(87)阮杪・(88)武燕卿・(89)謝舉。
- (38) 一、統元二年、奉給吳公畧耕。「本中二十名、不可考。但田數甚少、想止三人」。
- (39) 二〇〇五年二月二八日、イエンミー社にて收集。占射
- (40) 先祖の一人とされる吳氏の家譜だが、支派のものらしい。吾家占射始祖、姓吳、諱公畧、字義山。山南處「今之南定省也」豐瀛縣吳舍人也。聖尊(＝宗一引用者)洪德年間、賜特進・輔國上將軍・錦衣衛都指揮使司同鎮殿當朝統兵。見有詔天下凡社民何係田土留荒漏處、聽先占者得辰、公奉詔討賊、乘船經安謨社海口地分。焚香祝聖賢曰、「事功大定、願設廟致祭」。果而成功、遂設祭于這處、號鸚鵡處「今之美勝隣鸚鵡處也」。(中略)辰、公見阮點・范仁老・寧允忠・謝來・武蕩等拾人餘、各以別府縣人、先已占射安謨社漏田在塊溪・舉藩等處地分、自阿陵偕號核移傘以北、築堤界、立爲塊潭社「潭字後遇國諱、乃改潭爲池。塊池之名始此」。即今之塊池社也。存荒漏田一頃、自核移傘以南、至安謨社地分。公遂奉詔占射得之、家居其地、將欲立爲五美村「今之美勝・仁厚・三里所居是也」、別籍別納。但志未就而公卒。遂統入爲塊池社美勝隣。其占射首本之先祖、遞年正月貳拾五日、本社敬忌、公其預焉。
- (41) ジアン&クアンはその附會(あるいはその附會に従った『解音』)に従って洪德占射先祖の中に吳公畧を含めてしまったのであろう。

that both groups were active in the private breeding of war horses prior to the establishment of the Tang dynasty. This reality, that the Sogdians, who have heretofore been seen as merchants, can be understood as having formed armed bodies in the past should be recognized. In other words, the occupation of breeding and trading war horses, would have necessarily deepened their involvement with military matters and led them to become militarized.

**THE HISTORY OF THE AGRICULTURAL EXPLOITATION OF
CÔI TRÌ VILLAGE IN NINH BÌNH PROVINCE IN THE
RED RIVER DELTA OF VIETNAM
: A RECONSIDERATION OF RELATIONS BETWEEN LOCAL
AND NATIONAL OFFICIALS AND THE POPULACE**

YAO Takao

During the reign of Thánh Tông, the fifth emperor of the Lê dynasty, which had been established early in the 15th century, an administrative system was instituted and a highly uniform system of local administration was also created. In regard to the administration of land, the system of equitable distribution of rice fields based on public rice fields was likewise instituted and a policy of social equality was promoted. Despite this fact, the development of new rice fields was aggressively promoted. These efforts to exploit the land can be seen classified into three types based on the character of the developer, (1) powerful noble families who were associated with the founding of the dynasty, (2) government officials, and (3) ordinary farmers.

The Côi Trì village in Ninh Bình province in the lower Red River delta was developed by the method known as *Chiếm xạ* which meant development by those from other provinces. In earlier studies it has simply been assumed that it was closely related to *Hồng Đức* banks, which were constructed in the area by the national government at the same time, however, the specific course of the development has not been made clear.

On the basis of local sources written by the descendants of the developers, this study points out that the people secured many private rice fields even though they faithfully followed the government's *Chiếm xạ* method of development, that recruitment of new members was frequently conducted relying on blood and neighboring relationships built up over 30 years of the development process, and

that some people who only saw it as a method of speculation participated although the aim of the method had been to aid people in poverty, and thus it did not exhibit the elements of a development project conducted on a national scale.

Even though it is certainly true that the Hồng Đức banks ultimately made a great contribution to the development project, the development of rice fields here can be classified as of type (3). And despite this, the frequent acts of submitting reports from local officials, deliberations of the central government, the issuance of imperial decrees, surveys of villages by provincial authorities for the development of a single village can be seen as abuses brought about by the over concentration of power in the central government.

SAFAVID CHRONICLES AND THE INTRODUCTION OF THE TURKISH CALENDAR

GOTÔ Yukako

In Islamic historical writing the canonical Hijra calendar was ordinarily used to date historical events. In the area where Persian was the main written language of the inhabitants, historians began to write in Persian, but the Hijra calendar remained in use. After the Mongol invasion, the cyclical Chinese-Uighur calendar, in which the years were represented by a series of twelve animals, was introduced and used in parallel with the Hijra calendar in Persian historical writing and in dating the issuance of *fārmāns* (royal decrees).

After the fall of the Il-Khanid dynasty in the first half of the 14th century, the use of the solar animal calendar in Persian historiography became rare, even though it was still in use in administrative affairs. The Safavid dynasty, which had taken control of Persia in 1501, revived the use of the animal calendar, in the form of the Turkish calendar, *sāl-i turkī*. A special characteristic of this calendar is the conformity of New Year's Day with *naurūz* (New Year's Day) of Persian origin. Then in the later reign of Shah Tahmāsb I and that of Shah Sulṭān Muḥammad Ḥudābandah, most of the *fārmāns* that were issued between the late 960's (the early 1560's) and the late 990's (the late 1580's) had a corresponding animal-designated year in addition to a Hijra date. This period corresponds to the period when the Turkish calendar was given precedence over the Hijra dates in the Safavid chronicles, and both calendars were used in tandem. In the reign of 'Abbās I,